Japan MICE Year の実施と MICE推進支援スキーム

国土交通省 観光庁 MICE推進担当参事官 平成22年5月11日



お問い合わせ:観光庁MICE推進担当参事官付 佐藤、大城、宮下

TEL:03-5253-8938

「Japan MICE Year」の実施



目的

〇我が国がMICEの開催適地であることを集中・積極的に海外に向けてアピール 〇国内的にまだ浸透していないMICEの意義等について広く国民に啓発

1. コンセプト

- 2010年をJapan MICE Year とし、各種取り組みを実施
- 従来の国際会議誘致からMICE全般の推進へと変革していくということが明確にわかる 年、つまり「MICE元年」とする
- 訪日外国人3000万人プログラムの第1期目標を達成するべく実施される Visit Japan Year の一環として実施

2. 事業概要

○ 関係者による「MICE」という語の積極的使用や、関係者によるMICE全般を意識した体制、取り組み、意識の醸成を積極的に推進するとともにMICE開催適地としての日本を海外においてPR

【主な事業等】

- ・ 認知度向上事業 海外における出展、専門誌へのPR広告出稿 ロゴおよびキャッチフレーズの作成・普及、ギブアウェイ等の制作・配布
- ・ ソフトインフラの整備 ー 人材育成事業、「国内会議の国際化」等の開催者への支援事業 MICEの経済効果調査 など
- 観光庁が主導で行う事業以外にも、自治体、業界等のMICE関係者の参画についても期待

Japan MICE Year ロゴノキャッチフレーズ





ピンバッヂのデザイン

ロゴマーク

人と人とが握手している様子を 「MICE」の頭文字である「M」を 使って表現。日本のシンボルで ある日の丸をその上部に配置。

キャッチフレーズ

Japan, A Global Crossroads

"Crossroads"には、「交差点」として、多くの人が行き交う場所という 意味を持ち、日本が洋の東西の交差点、知識の交差点として世界的な (Global) MICE開催地としての大きな役割を果たしていく意味を込めた。

国際会議からMICEへの展開



現状

国際会議開催数は世界第4位、アジアではシンガポールに続く2位



アジアでNo. 1の国際会議開催国となる。

(MICE全体の目標は経済効果調査等を実施 してのち決定する)

訪日外国人3000万人に向けて、施策範囲を国際会議からMICE へと展開 21年度予算3.6億円 22年度予算案4.5億円

H21予算2. 6億円

MICE全般プロモーション

予算案額2.8億円

H21予算0. 9億円

MICE誘致・開催に関する環境整備・支援

予算案額0.7億円

H21予算0. 1億円

MICEを支える基盤の強化、環境の整備

予算案額1.0億円



〇 国際会議の誘致活動に対する支援

国際会議を日本に誘致するにあたり、国際会議開催決定権者への働きかけ等を行うために実施される、現地における説明会の開催経費を、観光庁が経費の1/2を上限に連携・共催し、国際会議の日本誘致を目的とする。

〇 国際会議の機会を活用した観光事業等の実施促進 国の行政機関が主催する国際会議において、国際会議の機会を 活用した観光事業や市民交流事業を実施するにあたり、観光庁が 経費の1/3を上限に連携・共催をすることで、観光事業等を充実 させる。外国人参加者に日本の観光魅力を伝え、将来的に再日を 促すとともに、別の国際会議誘致に好影響を与えていくことを目的 とする。 H21予算 O. 9億円

予算案額 0.5億円

支援対象をMICE全般に拡大させる。

新規施策

国内会議の 国際会議化

予算案額 O. 2億円(新規)

支援することにより将来的に国際会議となる可能性が高い一定の 国内会議について、海外からのキーノートスピーカー・研究者など の招請を行い、国内会議の国際会議化へ向けた働きかけを行う。

MICE誘致活動事業実施支援事業(誘致支援事業)の概要



事業の概要・目的

本事業は、MICEを日本に誘致するにあたり、MICE開催地決定権者への働きかけ等を行うために実施される、現地における説明会や、レセプション等の開催経費を、観光庁が経費の1/2を上限に連携・共催し、MICEの日本誘致を目的とする。ただし、企業等の会議(M)・インセンティブ旅行(I)・イベント、展示会、見本市(E)については誘致主体が一私企業ではなく、国・自治体・コンベンションビューロー等公的団体である場合に限る。

対象となる事業

競合国との競争に勝ち抜くために、開催地決定権者等に対して国としてプレゼンスを示すことができるもの。

例:●誘致説明会(それに伴うレセプションを含む) ●PRブース出展 等(※国際本部の了解を得ていること。)

対象となる経費

上記事業に要する会場費(機材等含む)、国内主催者の海外渡航費・宿泊費(誘致活動を行う者に限る)、レセプション代、プレゼンテーション作成費、日本文化観光等紹介経費、通訳、ギブアウェイ、ブース出展料、ブース装飾費(機材含む)等

事業分担の考え方

上記対象経費の1/2相当の経費項目について観光庁が契約、1/2相当の経費項目について国内主催者等が契約

例:誘致説明会経費=渡航費·宿泊代等30、会場費等20、レセプション30、プレゼン作成費10、日本文化紹介10の場合、会場費等及びレセプションを分離して観光庁が契約、他項目を国内主催者等が契約

留意事項

- 1. 本制度は補助金ではないので、経費の1/2相当額を支給するものではない。
- 2. 観光庁連携部分については、別途、観光庁において競争入札を行い、落札した業者が手配を行う。
- 3. 契約手続き、手配の時間を確保するため、事業実施3ヶ月程度前までに事業・予算計画を立案したうえで観光庁に協議すること。
- 4. 事業が採択された場合には、単なる補填としてではなく、誘致活動事業の質を高め、決定権者に対するアピール度を高めるように努めること。

MICE開催に伴う観光交流事業実施支援(開催支援事業)の概要



事業の概要・目的

本事業は、国の行政機関が主催するMICEにおいて、MICEの機会を活用した観光事業や市民交流事業を実施するにあたり、観光庁が経費の1/3を上限に連携・共催をすることで、観光事業等を充実させることにより、外国人参加者に日本の観光魅力を伝え、将来的に再日を促すとともに、別のMICE誘致に好影響を与えていくことを目的とする。ただし、企業等が開催する会議(M)及びインセンティブ旅行(I)については適用しない。

対象となる観光事業や市民交流事業

- 1. 開催時に参加者の満足度を高め、帰国後に関係者への評判等を通じ、別のMICEの誘致活動にも好影響となる事業
- 2. 国際観光の振興を推進するとともに、経済効果増大による地域の活性化が図られる事業
- 例: ●プレ・ポストツアー ●エクスカーション ●テクニカルビジット ●伝統文化体験(茶道、華道、着付等)
 - ●日本文化観光等紹介イベント 等

対象となる経費

上記事業に要する外国人参加者(同伴者を含む)の交通費、食事及び宿泊(ツアーに伴うもの)、体験料、通訳、イベント会場費(飲食費を除く)等(※MICE本体の開催に要する経費を除く)

事業分担の考え方

上記対象経費(日本人参加者分を含む総経費)の1/3相当(外国人参加者に要する額を限度額とする)の経費項目について観光庁が契約、2/3相当の経費項目について各府省庁、独立行政法人、関係自治体等が契約

例:ツアー経費=交通費 50、宿泊 30、食事等 20の場合、宿泊項目を分離して観光庁が契約、他項目を各府省庁等が契約

留意事項

- 1. 本制度は補助金ではないので、経費の1/3相当額を支給するものではない。
- 2. 観光庁連携部分については、別途、観光庁において競争入札を行い、落札した業者が手配を行う。
- 3. 契約手続き、手配の時間を確保するため、事業実施3ヶ月程度前までに事業・予算計画を立案したうえで観光庁に協議すること。
- 4. 事業が採択された場合には、単なる補填としてではなく、観光事業の質を高め、外国人参加者の満足度を高めるように努めること。

キーパーソン招請事業の概要



事業の概要・目的

本事業は、MICEの誘致・開催地の決定に大きな影響力をもつキーパーソンを日本に招請することで、MICE開催適地としての日本をアピールし、MICEの日本開催に導くことを目的とする。

対象となる事業

競合国との競争に勝ち抜くために、開催地決定に大きな影響力を有する者あるいは立候補都市レポートを作成する者を我が国に招請し、立候補都市の視察を通じ、ハード・ソフト面で開催に適していることを実際に確かめてもらい、視察の成果により被招請者が開催決定権者に対して影響力を行使することによって、日本誘致が有利になり得るもの。

対象となる経費

上記事業に要するキーパーソンにかかる国際航空費(ビジネスクラス)、日本滞在中の宿泊費、空港~ホテル間の交通費、コーディネーターの旅費・宿泊費、通訳ガイド料

事業分担の考え方

上記対象経費以外の食事代、視察中の交通費・入館料・見学料、歓迎レセプション、プレゼンテーション費用(会場費、資料作成費等)などは関係自治体あるいは日本側主催者の負担とする。

留意事項

- 1. 本制度は補助金ではないので、対象経費を支給するものではない。
- 2. 観光庁負担部分については、別途、観光庁において競争入札を行い、落札した業者が手配を行う。
- 3. 契約手続き、手配の時間を確保するため、事業実施3ヶ月程度前までに事業・予算計画を立案したうえで観光庁に協議すること。